## 最高裁大法廷開催を求め、 最高裁第二部の歪曲・逸脱・違憲判決の再検討申し立て!

昨年 11 月 26 日、TMPCWAが最高裁第二部が事件番号第 158789 号および第 158798 号の違法解雇か違法ストライキかをめぐる事件についての決定に対して、 再検討申立書を提出しました。

TMPCWAはまた、この最高裁第二部の不当な決定に対する再検討申立を、最高裁**大法廷**で審理してもらいたいという**訴え**を提出しました。

大虐殺: これは、最高裁の決定のようなミステリー小説での、トヨタの違法 解雇者に対する定義です。まったく正義のない、ポネンテ・プレスビテロ・ヴァ レスコ裁判長の指揮のもと、明らかに、外国の多国籍企業の利益に奉仕するだけ のものです。

**違法解雇変じて違法ストライキとなる。** 第二部は、1)2001 年 2 月 21 - 23 日 の労働関係局における聴聞への参加、2)2001 年 3 月 28 - 4 月 12 日の適法なストライキ、3) 2001 年 5 月 23 日と 28 日のトヨタ前での解雇労働者の賃金明細書要求を、違法ストライキと断じました。

第二部の決定に述べられていることは、資本家の利益はフィリピンの憲法よりも 強力なのだということなのです。そのために、労働者のストライキ権を認めるよ りも、トヨタの利益に保護を与えるべきだというのです。

**憲法違反** - 第二部の決定は憲法違反です。なぜならば憲法はストライキ権 を承認しているからです。

- ・ 自由主義者として知られるレイナト・プノ最高裁長官が現在定めている 法律(判例)の中で、彼は、「ストライキは資本家のあらゆる不正義と 闘うための労働者の唯一の武器である」と述べています。
- ・ プノ長官はまた、「たとえストライキが違法であったとしても、それは フェルディナンド・マルコス政権を駆逐した。だからこそストライキ権 は排除されず、憲法で保障されて存在し続けているのである」と言って います。

「**歪曲・逸脱・違憲**」 - それが第二部の出した決定です。現在の判例法を変更する権利は、最高裁のどの部にもありません。さらに、第二部は、表現の自由および結社の自由の一環として、憲法により認められている労働者のストライキ権を変更する権利を持ってはいません。大法廷だけが、現在の判例法を変更することが出来るのです。

**最高裁長官プノ裁判官は、**間違った判断に徳性を踏み越えていくのを許すべきではありません。最高裁は、現憲法を尊重すべきであり、ただただトヨタ資本家の言いなりになって、それを歪曲するのを許してはなりません。

最高裁大法廷は、2007 年 11 月 26 日にTMPCWが提出した訴えを審理し認めるべきである!

ポネンテ・プレスピテロ・ヴァレスコ裁判長と第二部は、公正な態度をもって、 TMPCWAが提出した再検討申立に対する決定を大法廷に委ねるべきである!

違法解雇されたトヨタ労働者の7年間にわたる闘争に正義を!

フィリピントヨタ労組 TOYOTA MOTOR PHILIPPINES CORPORATION WORKERS ASSOCIATION (TMPCWA) (TMPCWA) 2008年1月16および28日